

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

附 則

この規則は、令和六年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。